

宝塚市告示第100号

特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準別表第1号の区域の  
指定について

特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準（昭和43年厚生省・建設省告示第1号）別表（以下「別表」という。）第1号に掲げる区域を下記のとおり定め、平成20年4月1日から適用する。

なお、平成15年3月27日付け宝塚市告示第101号は平成20年3月31日限り廃止する。

平成20年3月31日

宝塚市長 阪上善秀

記

別表第1号イの区域	平成20年宝塚市告示第99号で区分した第1種区域
別表第1号ロの区域	平成20年宝塚市告示第99号で区分した第2種区域
別表第1号ハの区域	平成20年宝塚市告示第99号で区分した第3種区域
別表第1号ニの区域	平成20年宝塚市告示第99号で区分した第4種区域のうち、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条に規定する保育所、医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者の収容施設を有するもの、図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館並びに老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定する特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね80メートルの区域内